

企業用地に関する開発許可を緩和しました

岡山市では、企業用地の確保に向けて『岡山市企業用地の確保に関する運用方針』(以下、『方針』)を令和6年11月に策定しました。この方針に基づいて、市街化調整区域での開発許可制度の弾力的な運用を実施し、**産業拠点周辺での工場や物流施設等の立地を推進します。**



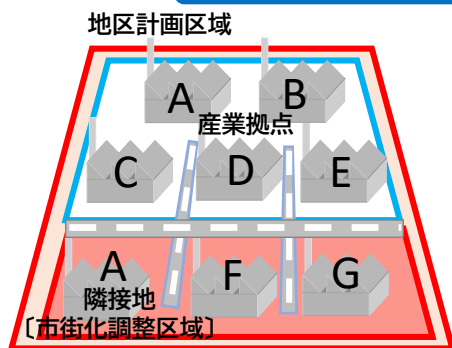
HPから方針や各開発許可制度の詳細にアクセス可能です。

産業拠点周辺での開発許可の緩和制度

*対象は市内の11カ所の産業拠点です。詳しくは、方針P16-20をご覧ください。

① 産業振興型地区計画の対象区域に「産業拠点の周辺」を追加

都市計画法第34条第10号



産業振興型地区計画の対象区域について、**高速IC周辺・物流軸沿線**に加え、**産業拠点の周辺**を追加

- 複数の企業による開発を想定
- ・既存工場の拡張や、市内外からの新設が可能

主要要件

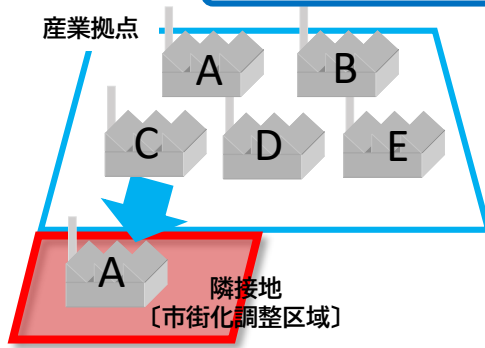
- 既存産業拠点区域に隣接する区域であること
- 新たに整備される区域の面積は0.5ha以上
- 新たに定める地区計画の区域に、既存の産業拠点の区域が全て含まれること

対象施設

- ① 製造業の工場・研究施設・事務所
- ② 物流施設

② 産業拠点の既存工場等の拡張に関する緩和制度を新設

都市計画法第34条第14号



産業拠点の**既存工場等**が当該拠点の**隣接地**に**拡張**する開発行為を可能とする許可制度を新設

- 既に産業拠点内で操業している工場等の拡張に限って許可

主要要件

- 既存産業拠点区域に隣接する区域であること
- 敷地面積は3ha以下
- 計画用地で実施する事業が高い付加価値を創出すること

対象施設

- ① 製造業の工場・研究施設・事務所
- ② 物流施設

* 詳しい要件・対象施設は、「岡山市市街化調整区域の地区計画運用指針」をご覧ください。

* 詳しい要件・対象施設は、方針P15および「開発審査会案件運用基準」をご覧ください。

【企業立地の制度に関すること】 岡山市産業振興課企業立地推進係 TEL 086-803-1328
 【開発許可に関すること】 岡山市開発指導課開発審査係 TEL 086-803-1452
 【地区計画に関すること】 岡山市都市計画課土地利用係 TEL 086-803-1372

問い合わせ